

藤沢市障がい者施設等通所交通費助成要綱

制定 昭和54年4月1日

改正 令和7年10月1日

(目的)

第1条 この要綱は、障がい者・難病患者等（以下「障がい者等」という。）の福祉の向上を図るため、社会福祉施設等に通所する障がい者等に対し交通費を助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 この要綱により交通費の助成を受けることのできる者は、交通機関を利用し、又は自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用しなければ次条各号に規定する施設へ通所することが困難であり、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 障がい者等であって、市内に住所を有し、かつ、市内に居住している者（共同生活援助及び施設入所支援のサービスを受けている者のうち他市からの支給決定を受けている者は除く）。

(2) 本市が援護を実施している障がい者等であって、他の自治体の施設に入居している者。

2 前項各号に該当する者であっても、次のいずれかに該当する者は、助成を受けることができない。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者

(2) 他の自治体から交通費が支給されている者。

(3) 施設が当該施設に通所する者を送迎するために無料で提供する自動車により通所することを常例とするとき。

(4) 施設から通所のための交通費を全額支給されているとき。

(5) 交通機関の利用又は自動車等の使用がそれぞれ、直線距離で片道1キロメートル未満であるとき。

(助成の対象となる社会福祉施設等)

第4条 助成の対象となる交通費は、次の各号に規定する施設に通所するためのものとする。

(1) 障がい福祉サービスを実施する事業所のうち、通所による、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び就労選択支援を行う施設又は

地域活動支援センター（相談支援事業をあわせて実施している地域活動支援センターは除く。）

- （２） 藤沢市生きがい福祉センター（藤沢市生きがい福祉センター条例（昭和５３年藤沢市条例第３７号）第５条第２号に該当することを理由として使用を承認された場合に限る。）
- （３） 藤沢市地域生活支援事業日中一時支援事業実施要領（平成１９年４月１日制定）第４条第３号に規定する通所型
- （４） その他市長が必要と認める施設

（助成する交通費の額）

第５条 助成の対象となる交通費の額は、次のとおりとし、登録できる経路は１ヵ所の施設等につき１つの経路とする。

- （１） 交通機関を利用する者 運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法により算出した１月の定期券相当額とする。ただし、１日の往復運賃の額にその月に通所した日数を乗じて得た額が定期券相当額に満たない場合は、１日の往復運賃の額にその月に通所した日数を乗じて得た額とする。１日の往復運賃の額が、１０円単位運賃（きっぷの運賃）と１円単位運賃（ＩＣカード運賃）がある場合には、１０円単位運賃（きっぷの運賃）により算出する。なお、県外の施設等に通所する場合は、その経路区間上にある駅のうち県内で最終の駅までの交通費を支給対象とする。また、交通費の助成を受けることのできる者が施設に通所するために常に介護が必要と市長が認めた場合、障がい者等と同行しているときの介護者分を加算した額とする。
- （２） 自動車等を使用する者 別表に掲げる月額限度額の範囲内において、同表の片道の直線距離の区分に応じた日額基準額に、その月に通所した日数を乗じて得た額とする。
- （３） 通所する施設等による有料送迎サービスを利用する者 別表に掲げる月額限度額の範囲内において、同表の片道の直線距離の区分に応じた日額基準額に、その月に通所した日数を乗じて得た額とする。

２ 前項の規定にかかわらず、交通費の助成を受けている者が、通所施設から交通費の一部支給をされている場合には、前項で算出した助成額から一部支給額を差し引くものとする。なお一部支給額が確認できるものを、交通費の助成を受けている者、又は通所先施設長等が提出することとする。

（申請及び決定）

第６条 交通費の助成を受けようとする者は、障がい者施設等通所交通費助成申請書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。

２ 前項の規定により申請があったときは、市長はすみやかに内容を審査し、その適否を決定し、障がい者施設等通所交通費助成決定通知書（第２号様式）により申請した者に通知するものとする。

- 3 交通費の助成は、前項の規定により市長が適当と決定した日の属する月の最初の通所日から行うものとする。

(助成する交通費の支給月)

第7条 交通費は、次の表に掲げる区分に従い、当該支給月の月末までに支給するものとする。

区 分		支 給 月
4月から	6月まで	8月
7月から	9月まで	11月
10月から	12月まで	2月
1月から	3月まで	5月

(通所報告書の提出)

第8条 この要綱により交通費の助成を受けている者の通所先施設長等は、障がい者施設等通所報告書（第3号様式）又は、更生医療用障がい者施設等通所報告書（第4号様式）を前条に規定する支給月の前月10日までに市長に提出しなければならない。

(住所等の変更)

第9条 交通費の助成を受けている者は、第3条に規定する要件に変更を生じたとき又は住所、氏名、通所経路、交通費等を変更したときは、遅滞なく障がい者施設等通所交通費変更届（第5号様式）又は障がい者施設等通所交通費口座変更・喪失届（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により届出があったときは、市長はすみやかに内容を審査し、その適否を決定し、障がい者施設等通所交通費助成変更決定通知書（第7号様式）又は障がい者施設等通所交通費助成廃止決定通知書（第8号様式）により提出した者に通知するものとする。
- 3 交通費に変更が生じたときは、その事由の生じた日から助成する額を変更する。
- 4 市長は、前項の規定にかかわらず、交通機関の料金の改定については、交通費の助成を受けている者の届出を受けることなく、その事由の生じた日の属する月の翌月分（その日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から助成額を変更するものとする。

(交通費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により交通費の助成を受けた者があるときは、交通費の助成の決定を取り消し、すでに助成した交通費の一部又は全部を返還させることができる。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

(暫定措置)

- 2 昭和54年4月1日から告示の日までの間に係る交通費の申請については昭和54年度分に限り昭和54年6月1日から同月末日までに行うことができる。この場合第5条第1項中「申請があった日の属する月」とあるは「昭和54年4月又は同年5月」と読みかえる。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の藤沢市心身障がい者施設等通所交通費助成要綱の規定は、平成5年1月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公表の日から適用する。(平成11年4月1日適用)

附 則

この要綱は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際、現に市内に住所を有し、他市の支給決定で共同生活介護及び共同生活援助のサービスを受けて市内に居住している者ですでに通所交通費の支給決定を受けている者に係る交通費の助成は、なお従前の例による。
- 3 この要綱の施行の際、現に障がい者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第18項に規定する更生医療の給付を受けるための通院に伴う交通費の支給決定を受けている者に係る交通費の助成は、なお従前の例による。ただし、県外への通所に係る交通費の助成については、東京都内の駅までの交通費をその限度とする。
- 4 人工透析治療者に対する前項に基づく交通費の助成は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は平成24年4月1日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 5 年 3 月 1 日から施行する。

附 則
(施行期日)
この要綱は令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

片道の直線距離	日額基準額	月額限度額
1 km以上 5 km未満	1 0 0 円	2, 0 0 0 円
5 km以上 1 0 km未満	2 0 5 円	4, 1 0 0 円
1 0 km以上	3 2 5 円	6, 5 0 0 円